

## 議第69号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求  
めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年3月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決  
を求めることについて下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和4年度において県の  
行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めること  
につき、議決を求める。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額		
	既 決 額	増 減 額	計
大 津 市	310,842,121 <sup>円</sup>	△ 14,721,857 <sup>円</sup>	296,120,264 <sup>円</sup>
彦 根 市	211,090,895	△ 8,481,901	202,608,994
長 浜 市	214,006,041	△ 8,599,036	205,407,005
近 江 八 幡 市	41,474,467	△ 3,978,544	37,495,923
草 津 市	96,216,712	△ 9,229,832	86,986,880
守 山 市	98,923,232	△ 16,150,235	82,772,997
栗 東 市	88,814,375	△ 14,594,673	74,219,702
甲 賀 市	46,639,786	△ 4,474,040	42,165,746
野 洲 市	35,346,982	△ 3,390,749	31,956,233
湖 南 市	29,827,181	△ 2,861,248	26,965,933
高 島 市	325,161,750	△ 17,904,046	307,257,704
東 近 江 市	68,856,748	△ 5,671,631	63,185,117
米 原 市	48,871,572	△ 1,963,722	46,907,850
日 野 町	10,887,680	△ 1,044,428	9,843,252
竜 王 町	9,115,268	△ 874,405	8,240,863
愛 荘 町	44,127,314	△ 1,773,092	42,354,222
豊 郷 町	13,489,697	△ 542,033	12,947,664
甲 良 町	10,174,433	△ 408,823	9,765,610

関係市町名	負担すべき金額		
	既決額	増減額	計
多賀町	13,089,579 <sup>円</sup>	△ 525,956 <sup>円</sup>	12,563,623 <sup>円</sup>
<b>計</b>	<b>1,716,955,833</b>	<b>△ 117,190,251</b>	<b>1,599,765,582</b>

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

令和4年10月14日議決の「流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第135号）」の金額を改めようとするものである。